

候補者名	山内鉄夫様	櫻井清様	長谷川清様	鯨井康夫様	峯田文雄様
所属会	大阪司法書士会	東京司法書士会	滋賀県司法書士会	神奈川県司法書士会	山形県司法書士会
回答作成日	平成29年6月2日			平成29年6月10日	平成29年6月9日
回答到着日	平成29年6月3日	締切日までにご回答無し	締切日までにご回答無し	平成29年6月10日	平成29年6月9日
質問事項 1 司法書士が法教育を実施することの意義について	司法書士が取り組んでいる法教育活動は、法律の専門家ではない人に、法律に関する基本的な知識や、その背景にある考え方を理解してもらうための教育として行われ、法的トラブル等に巻きこまれたときに司法にアクセスする力を高校生等に身につけてもらいたいという思いを込めた大変意義深い活動であると考えております。司法書士法改正がなされれば、より一層この活動の重要性が増すことでしょう。日司連はこれまで、各単位会への支援や独自の活動を行ってききましたが、今後もそれは変わらないと考えます。			すべて国民が法というものの考え方、法の支配ということを理解し、行動することは、市民社会の維持に欠かせないものです。 司法書士が、青少年を含む利用者市民に対して法教育を実施するということは、司法書士のある命に合うものであり、さらに、市民社会における司法書士の役割を認知させるものとして有効なことであろうと考えます。 連合会としては、司法書士会の行なう法教育事業について、担当者向け研修やテキストの作成、情報共有の場の設定などの他、国の司法戦略のひとつにあげられていることに鑑みて、政府与党の施策策定の現場において、意見提言をしていくことが欠かせないと考えます。	法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育とされている。これは、専門家養成のための教育ではなく、一般の人々が法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型教育であることに特長がある。 これからの社会は、異なった文化や多様な価値観もった人々とのつながりが多くなり、そこには、共生のための相互尊重のルールを理解することが重要となる。 そこで、法教育は、国民一人ひとりが自らの権利と責任を自覚し、自由で公正な社会の担い手となるため、これまで以上に重要になってくると考える。 国民の権利の擁護と公正な社会の実現を使命とする司法書士が法教育を実施することは、その使命を達成するためのひとつの活動として重要なことと考える。 日司連としての支援策は、各司法書士会が実施している法教育の情報を集約して、各司法書士会に情報を提供することが第一であると考えます。
質問事項 2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について	司法書士の行う法教育活動で、他士業との違いの一点目は、全国津々浦々に存在する司法書士が、近くの学校で講義を行うということだと考えます。遠くから来た偉い人が講義をするのではなく、登下校時にすれ違うような身近な存在の司法書士が講義することで、生徒も身近に法律を感じることができるのではないのでしょうか。この点は都市部集中の弁護士との大きな違いです。二点目は、司法書士が扱う業務範囲の広さから来るテーマの豊富さです。質問事項で例示されたものの他にも、最近ではスマートフォンによる高校生におこりやすいトラブルや18歳に引き下げられた選挙権をテーマとする講義もされていると聞き及んでいます。この引き出しの多さこそが他士業にはない司法書士の強みです。			一般的に言えば、司法書士業務にかかわりの深いテーマについて中高生法律講座を進めていく、ということになるのでしょうか、少子化社会の今、一人っ子や鍵っ子(っていまは言わないのかなっ!?)等子供のときに親兄弟との交流に乏しい子が増えているのではないのでしょうか。また、幼い頃から塾通いに明け暮れ、子供たち同士のご近所遊びもままならない世の中になっているのではないのでしょうか。はるか昔、私が幼かった頃は、兄弟間での関係性や友達同士での遊びのなかで、一定のルール作りが自然となされ、ルールの必要性やルールに従うということの意味が自然と身につけていたような気がします。 このようなことを思うとき、中高生等に対する法教育も当然必要なことですが、それに止まらず、もっと年少者に対して、友達つきあいの中からどのようにルールが形成され、それがどのような意味を持つのか、ルールを守ることはどういうことなのか、を自然と身につくような活動ができればいいのではないのでしょうか。	現在多くの司法書士会が実施している高校生のための法律講座や親子法律教室は大きな成果を上げており、これからもテーマを増やすことにより法教育への大きな広がりを見込めるかと考えます。 また、法教育の目指すべきものが同じであれば、弁護士や行政書士等との差別化はそれほど意識する必要はないと思われるが、司法書士ならではの業務と密接関連するテーマを題材することにより差別化が図れるであろう。一つの例としては、不動産登記制度であり、登記の必要性を伝えることにより、相続登記の促進の一助になるものと考えます。
質問事項 3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について	確かに現在の中央新人研修には法教育に関する講義はありません。以前あった司法書士のプロボノ活動を紹介するコマも、形を変え残ってはいますが法教育を紹介するような内容ではありません。また本年度より集合研修もなくなるのとことますます新人が法教育を知る機会が失われていきます。そこで、まず一つにはブロック会での新人研修の際に、司法書士による法教育活動を紹介する時間を持っていか検討いたします。また、以前行われていた消費者問題対応実務セミナーのような既会員向けプログラム研修を開催し、法教育に関する研修を行うことも考えます。単位会からの研修開催の要望があった際にも委員を派遣する等の対応をいたします。			法教育の実施は、司法に携わる専門職団体として必須の事業であり、司法書士会においてこれを担う司法書士の養成は、重要な連合会の事業であるといえます。そのための研修の充実には欠かせないでしょう。一方、中央新人研修は、これから司法書士業務を始めようとする方々に対して、司法書士業務や事務所運営の基礎を習得させる機会でもあります。限られた時間のなかで、中々やりきれないのが実情ではないのでしょうか。 私はむしろ、中央新人研修という限られた時間のなかで通り一遍の講義をするより、司法書士会で行っている法教育の現場に同行させ、実地に経験させることが有効ではないかと思うのですが如何でしょうか。	法教育に関する研修について、まず新人会員に対しては、中央新人研修での日程等から、講義を実施することよりも各司法書士会で実施している法律講座に積極的に参加を促し、経験することで、その必要性和その取り組みを知ることが大切であると考えます。また、会員研修においては、実戦経験のほかeラーニングの活用により法教育に関する知識を増やしスキルアップを図るべきと考えます。
質問事項 4 法教育未実施の司法書士会について	ここまで法教育活動の重要性が認知されている中で、いまだ未実施会があることは非常に残念です。単位会の事業を強制することはできませんが、予算がないという会と申込がなかったという会には「親子法律教室」開催支援を利用していただければと提案できるでしょう。また、人員不足の会には、講師育成のための研修会の開催や、日司連の委員や近隣単位会から助っ人を派遣するなどの支援策を提案していきます。			司法書士会が取り組む必要のある事業は、年々増加しています。一方、司法書士会の規模の格差も広がっており、会員数の少ない司法書士会にまで同様の事業執行を求めることには無理があるのではないのでしょうか。そのようなところでは、近隣会と共同して実施する、あるいは近隣の大規模会が支援して行なうとか、ブロック会事業として実施する等の方策を採ることが必要だと考えます。地域それぞれの事情もあると思うので、当該ブロック会において検討を進めていただくことが必要であり、連合会としても、これを支援していくべきである、と考えます。	未実施の司法書士会の判断は、その司法書士会の実状によるものであると推察される。日司連としては、未実施の司法書士会に実施している会の視察を提案したり、日司連、ブロック、隣接司法書士会からの支援体制を組むことで、法教育に取り組んでいたような活動を行うべきである。

(注：本回答書は、そのまま PDF データ化して掲載します。)

平成29年6月 日

**司法書士法教育ネットワーク
会長 西脇正博 殿**

平成29年6月1日付「会長候補、副会長候補の皆様への公開質問状」に対する回答書

日本司法書士会連合会 会長候補 ・副会長候補

質問事項1 司法書士が法教育を実施することの意義について

「私たち司法書士は、国民一人ひとりが自らの権利と責任を意識し、①法的トラブルを未然に防ぐことができるような力を養い、②仮に法的トラブルに巻き込まれた場合には主体的に問題を解決することが可能となるように、さらに③司法制度が真に国民によって支えられる制度となるように、これまで以上に法教育活動に積極的に取り組む必要がある」と2016年版司法書士白書（第5章公共財としての司法書士、4. 社会貢献・人権擁護活動、③法教育推進委員会：118頁）にあるように、法教育を実施することは日本司法書士会連合会（以下、連合会という）の重要な活動の一つとして位置づけられております。

上記①～③を達成するための法教育活動は、「国民の権利の保護に寄与」することを目的とし「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」を使命とする司法書士の公益活動として、たいへん意義深い活動であると考えます。さらに法教育活動を通じて司法書士制度を知ってもらうことができるという効果もあると考えます。

そこで、司法書士が法教育を実施することの意義について、どのようにお考えかについてお聞かせください。また、今後の司法書士による法教育活動を連合会がどのように支援していくべきかについてどのようにお考えでしょうか。

質問事項1 回答欄

質問事項2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について

昨今では、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の他事業、他団体においても、積極的に法教育の取り組みがなされ、法と教育学会でもその様々な取り組みの発表がなされるなど、広くその活動は認知されてきております。司法書士会においても、法教育への取り組みについて、積極的に対外的なアピールをし、司法書士による法教育の活動がさらに広く認知されるよう努めるべきと考えます。

また、弁護士による法教育に特徴的な内容として模擬裁判があったりと、他事業による法教育にはその職能によりそれぞれ特徴のある法教育が展開されております。現在の司法書士による法教育の主なものは高校等に向向いて出張法律教室をすることであり、その内容として扱うテーマは契約、消費者問題、労働、人権、成年後見と多様です。そこで、司法書士による法教育への取り組みの独自性（他事業との違いという意味で）は何であると考えるかについて、お聞かせください。

質問事項2 回答欄

質問事項3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について

法教育に関することは司法書士試験に出題されるわけではないので、新人が、司法書士の法教育の取り組みについて知る機会は、ほぼ全員が受講する中央新人研修において外ないと言っても過言ではありません。しかし、現在の中央新人研修には法教育に関する講義はありません。連合会が取り組んでいる法教育について、司法書士が知る機会を得なければ、法教育に取り組む司法書士は増えません。そこで、中央新人研修にて法教育に関する講義をすべきと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、会員研修においても、法教育に関する知識を増やし、さらに法教育活動のスキルアップを図るべきと考えますが、この点についてもどのようにお考えでしょうか。

質問事項3 回答欄

質問事項4 法教育未実施の司法書士会について

連合会の法教育推進委員会が毎年実施している司法書士会あての司法書士講師派遣の法教育事業実施に関するアンケート調査の平成27年度分の調査結果を見ると、50会中、実に47会は何らかの法教育事業を実施していましたが、未実施の会も3会ありました。そして未実施の理由を見ると、①予算がない1会、②人員不足1会、③その他（申し込みがなかった）1会でした。

連合会が取り組みの一つとして掲げながらも未実施の会が3会ありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

質問事項4 回答欄